

令和4年第2回東近江市教育委員会（定例会）会議録

日 時 令和4年2月24日（木） 午後1時30分 開会

場 所 市役所 東庁舎 東A会議室

出席者

教育長	藤田 善久	教育長職務代理者	青地 弘子
教育委員	沖田 行司	教育委員	篠原 玲子
教育委員	山本 一博	教育部長	大辻 利幸
こども未来部長	小椋 理栄子	教育部次長	中村 達夫
管理監(教育総務担当)	小杉 一子	管理監(学校教育担当)	栗田 一路
管理監(校務支援担当)	中西 美智代	管理監(幼児担当)	坂田 紀代子
教育施設課長	中島 亮	生涯学習課長	中西 恵美子
学校給食センター所長	河合 菊男	八日市図書館長	松野 勝治
教育審議員兼教育研究所長	宮居 伝	幼児課長	河村 治俊
こども政策課長	澤 久仁夫	学校教育課参事	西川 基史
生涯学習課指導主事	西 敦生	事務局(教育総務課長補佐)	中野 里栄子

以上 22 名

開会

教育長

皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。
ただ今から、令和4年第2回教育委員会定例会を始めさせていただきます。
最初に、会議録の承認について、委員の皆様には、第1回定例会の議事録があらかじめ事務局から配付され、確認いただいていると思います。会議録の内容に御異議はございませんか。

各委員

(異議なし)

教育長

それでは、「第1回定例会」の議事録は承認いただきましたので、後ほど、「篠原委員」と「山本委員」に署名をお願いいたします。
なお、今回の第2回定例会の会議録署名委員は、「青地委員」と「沖田委員」を指名させていただきますので、よろしくお願ひします。
それでは、次第に従いまして、「1報告」から進めます。はじめに、私から教育長報告をさせていただきます。
新年を迎えてから急激な拡大を見せている新型コロナウイルスのオミクロン株の猛威ですが、横ばいの様相を見せてきてはおりますが、まだまだ収束の気配はございませんし、学級閉鎖を余儀なくされる学校が続いています。新年入りましてから休校措置を取った学校は小学校ばかりで3校、期間は2日ないし3日です。学級閉鎖は小学校32学級、中学校2学級です。平均の実閉鎖日数は2.8日となっています。

教育委員会では、感染者が確認されたときの対処方針を定めており、学級閉鎖の日数は一定抑え込んでいるかと思っておりますし、学級閉鎖の率も小学校で1割弱という状況です。インフルエンザに比べても多い件数、日数とはなっておりません。ただ、感染したり濃厚接触とされた児童生徒については、長期の欠席を余儀なくされる事例も出ており、学びの保障に鋭意取り組んでいるところです。

3月5日、6日の土日を利用して、タブレットを自宅に持ち帰ってもらい各家庭におけるインターネット環境の実態調査を行うこととしています。ネット環境の整っていない家庭の実態も掴めますし、対応策を具体的に講じていきたいと考えています。タブレットの持ち帰りでは、eライブラリーなどのドリル学習、webでの授業などにつなげたいと考えていますが、特に、学級閉鎖時の朝の会などで活用し、規則正しい生活リズムの確保につなげられればと考えています。

コロナ関連でもう一点、5歳以上の子どもたちへのワクチン接種ですが、3月上旬に接種券が発送され、15日から接種が開始される見込みとのことです。現状においては積極的に接種を勧めることはできませんし、保護者においても躊躇される方が多いと見込んでおります。情報をしっかりとお伝えする中で、保護者が困惑されないよう努めていきたいと考えています。

本日の次第の報告事項にあります教育委員の任命につき議会の同意を求めることについてですが、青地委員に再任いただきたく議案が提出される見込みです。青地委員には御無理を申しませんが、よろしく願いいたします。

先日、東近江市教育振興基本計画策定委員会の箱家委員長からとりまとめをいただいた計画案を提出いただきました。

昨年7月から委員会で議論を重ねていただいております、委員の皆様には、それぞれのお立場で多くの御意見を頂戴し、何度も修正を加えて、推敲を重ねていただいたものでございます。教育委員の皆様からもいくつか御意見を頂戴しましたし、総合教育会議などを通じて市長からもいただいた御意見を参考に修正も加えていただきました。

今後は、パブリックコメントを行った後、3月の教育委員会定例会で報告させていただく運びとなっておりますのでよろしくお願い申し上げます。

話は全く変わりますが、北京での冬季オリンピックが終了しました。様々なことがありましたが、目標としたメダルを獲得したアスリートたち、また、叶わなかったアスリートたちの姿に感動し、何度も泣きそうになりました。私も年を重ねるほど涙もろくなってきており、本当に何度も泣いてしまったわけですが、それとは別に、中国という国の力を見せつけられ驚かされたというのが実感としてあります。

私は閉会式を見たのですが、極めてシンプルな構成でしたが、「一つの世界、一つの家族」のテーマとして用いられたランタンからは、何とも言えない温かさが伝わってきました。

それぞれのアスリートの競技の姿、お互いを称え合うハグの様子などがダイジェストで、見事な映像で映し出され感動しました。競技施設についても、多くの会場が2008年の夏季北京オリンピックの会場を冬季用にリニューアルされ使用されていました。

また、降雪が期待できないことからその多くが人工雪で対応したこと、やっていることの大ささ、発想に驚かされっぱなしでした。マスコットのパンダ可愛かったと思います。日本では、今だに中国をドラえもんのまがい物しか作れない国と思っている人が少なくないようですが、技術力は圧倒的に進んでいると思います。

開閉会式の演出や施設を見ても、どうしても昨年の東京オリンピックと比べてしまいます。これからの子どもたちはこんな国と競い合っていかななくてはならないのです。

私は、いつからか日本は国際競争力が弱くなってしまったと感じています。そんなとき、京セラの稲森会長のこんな記事を目にしました。

稲森会長は、額に汗しないで得られるような利益、つまり浮利を追わないという哲学を持っておられ、バブル期においても株式や不動産には手を出さなかったおかげでバブル崩壊後も被害を受けなかったということです。当時、日本の経営者で不動産や株式に手を出さなかった経営者は本当に少なく、手を出した企業は、バブルが崩壊した後、大変な被害を受け、苦労されたとおっしゃっているのです。

その頃から日本の企業は少しおかしくなって、目先の利益を優先させ、基礎研究など本来大切にしなければならないことをおろそかにし、国際競争力を失ってきたように感じます。我々の世代は、日本の技術力は圧倒的に高く、日本人は勤勉であると考えてしまっていますが、どうも今はそうではないようです。

企業だけではなく、行政も同じことが言えます。ふるさと納税、理念は良いのですが、結局は返礼品競争で納税、税制を大きく歪めてしまっているというのが私の印象です。最近では、大蔵省がいくらでもお金を刷ればいい、インフレにはならないし、日銀に貸付け、刷ったお金で返してもらえればいいなどという政治家も現れ始めています。

私は、子どもたちには、お金は額に汗して得るものであり、そのことの大切さを教えたいと思っていますし、広い視野で物事を捉えることができる大人になってもらいたいと思っています。今回まとめていただいた第2期東近江市教育振興基本計画（案）を基に、次代を担う子どもたちの健やかな成長や社会の変化に柔軟に対応し、たくましく生き抜く力を育み、学びを続ける人づくりを目指し取り組んでまいります。

もう一点、今朝の読売新聞に里親制度についての記事が載っていました。里親制度の委託解除された原因については、里親と里子の関係悪化が2割あったとの記事です。十分に読めていませんが、里親制度を利用する子どもたちの数は増え続けていますし、関係悪化の理由は「子どもの問題行動」、「里親の養育困難」、「子どもの不適応」などだそうです。

幼少期に虐待等にあった子どもたちは精神的に不安定で問題行動を起こす児童も少なくなく、また、居場所がなくなることへの不安感から自分の思いを伝えられず、我慢している子どもも少なくないといえます。

また、誠心誠意向き合っている里親も特性を抱えた子どもたちと向き合うことの難しさから、心を病んだり家庭の崩壊につながったりという例もあるということです。いずれも容易に推測できますし、十分理解できます。

一方、中日新聞には児童養護施設や里親家庭からの自立を求められる年齢制限、18歳あるいは22歳とされていた年齢制限が撤廃される法改正が今国会に提出されることについて、社説として記事が掲載されていました。このような課題を抱えた子どもたちをどのように支えるのか、非常に難しい課題ではあるのですが、行政として正面から取り組むべき課題と捉えています。

3月議会が始まります。多くの質問をいただくものと思いますが、しっかりと対応してまいりますと考えております。私からの報告は以上です。

次に、教育部長から報告をお願いします。

教育部長

皆様、こんにちは。私からは2点御報告いたします。

まずは、通学区域審議会の状況についてですが、1月に開催しました第2回目の審議会以降、今回の再編により校区が変更となる自治会への説明会を順次開催することとしております。次に議会関係についてですが、3月定例会が明日、開会いたします。教育委員会からは、補正予算案、新年度予算案及び条例案1件、合わせて3件の議案を提出いたします。補正予算については、小中学校の感染対策として教室の換気を行うことによる空調の電気代増額分を計上しています。もう1点は湖東中学校の武道場の改修工事を来年度予定していましたが、国の補正予算での事業採択を受けましたので、当初予算に計上予定していた工事費等を前倒して今年度の補正予算に計上するものです。

当初予算につきましては、お手元にお配りしている概要のとおりですが、とりわけ学校教育では、学力向上対策、学校問題対策、特別支援教室や通級指導教室の運営面で支援員を増員するなど拡充を図っております。教育委員会の予算につきましては、大規模な施設改修の有無で全体予算額が左右されますが、通常の運営経費面では、例年並みの予算額になっております。

もう1点、条例案につきましては、昨年、聖徳中学校の夜間照明設備を撤去したことに伴う学校体育施設開放条例の使用料の規定を改正するものです。照明を使用した場合、1時間当たり2,000円の使用料を徴収することとなっていましたが、これを廃止するものです。実際、聖徳中学校のナイター設備は、40年前ぐらいに設置されましたが、周辺住宅への影響からほとんど利用実績はありませんでした。教育部からの報告は以上です。

教育長

続いて、こども未来部長から報告をお願いします。

こども未来部長

皆様、こんにちは。それでは、こども未来部から報告をさせていただきます。

立春を過ぎたとはいえ、まだまだ寒い日が続いておりますが、少しずつ春の足音が聞こえてくる季節となってまいりました。

さて、一昨日の2月22日に「令和元年・2年・3年度幼児教育推進体制の充実・活用強化事業報告会」をオンライン形式で開催いたしました。

この事業につきましては、文部科学省から委託を受け、平成30年4月に県内で初めて設置しました「東近江市幼児教育センター」において、取り組んでいるものです。今回の報告会には、市内の幼児施設の保育者を始め、県内他市町の関係者も参加され、幼児教育センターにおいて、幼児教育の質の向上を目指して取り組んできました令和元年度からの3年間の取組内容を報告いたしました。

報告後には、滋賀県教育委員会幼小中教育課指導主事からの総評や名古屋学芸大学津金美智子教授からの講演があり、「幼児教育施設での遊びや生活を通して、幼児の学びを豊かにしていくことや幼児教育から小学校教育に円滑に接続していくこと」など保育者の心構え、指導のあり方について、貴重なお話をさせていただきました。

次に、新型コロナウイルス感染症の幼児施設等における感染状況につきまして報告いたします。現在、学級閉鎖等をしております幼児施設は、公立民間園合わせて11園で、1月からの陽性者数は、2月22日現在で園児職員を合わせて、192名となっております。何れの幼児施設におきましても、陽性者が確認された場合は、必要に応じて速やかに学級閉鎖等の対応を行い、施設内での感染拡大防止を図っております。また、こどもの家（学童保育所）に

こども未来部長	<p>つきましては、現在3施設において部分閉所をしており、1月からの陽性者数は、2月22日現在、48名となっております。</p> <p>次に、2月10日開催の福祉教育こども常任委員会協議会には、3月市議会定例会において債務負担を上程します「幼児施設の給食調理業務委託について」につきまして説明をいたしました。後ほど、詳細につきましては、幼児課長から御説明させていただきます。</p> <p>また、その他としまして幼児施設における「卒園式、入園式等の日程について」につきまして、報告をいたしました。</p> <p>「卒園式、入園式等の日程について」につきましては、お手元にお配りしております資料をご覧くださいなのですが、公立園については、卒園式は3月16日に一斉開催をいたします。また、入園式につきましては、認定こども園は4月7日に、幼稚園は4月12日に一斉開催を予定しております。何れも園児にとりまして節目となる大事な行事ですので、感染防止対策を十分に実施していきたいと考えておりますが、教育委員の皆様等の来賓への御案内は控えさせていただいておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。以上、こども未来部からの報告とさせていただきます。</p>
教育長	栗田管理監、一言御挨拶お願できますか。
管理監（学校教育担当）	（あいさつ）
教育長	ただいまの報告について、御意見、御質問等ございませんか。
篠原委員	<p>質問ですが、新型コロナ感染による小中学校の学級閉鎖などの情報提供は報告いただいておりますが、幼児施設での閉園等の情報提供がないのは何か理由がありますか。幼稚園等の情報は教育委員へは報告いただく必要があるのかないのかもわかりませんでしたのでお聞きしました。</p>
教育長	特に、理由はないかと思えます。私も存じあげません。
こども未来部長	教育委員会とこども未来部とはお互いに情報交換をしております。
篠原委員	<p>兄弟とかおられると小学校区ではわかるのかもしれませんが、どれくらいかかっている、どれくらい休園になっているのかわかりませんでしたので、教えていただければと思いました。</p>
教育長	<p>協議をさせていただきます。新型コロナ感染症拡大は先ほど申しましたように無茶に広がるようなことはない形で、学級閉鎖についても適切な期間やするかしないかという判断も適切にできているかと思っています。幼児施設についても同様で私の感覚では幼児施設の方が判断がしづらいとは思っています。それは接触が多いですし、横断的に子どもたちが遊んだりしますし、それでもこれだけの規模の子どもたちを抱える中においては、一定、適切な判断をしているのではないかと考えています。</p>

教育長

続きまして、「2 議案」に移ります。まず、説明について、「議案第1号東近江市学習用タブレット端末等取扱要綱の一部を改正する告示の制定について」学校教育課から説明をお願いします。

(学校教育課から説明)

管理監(校務
支援担当)

それでは、学校教育課から議案の説明をいたします。

議案第1号「東近江市学習用タブレット端末等取扱要綱の一部を改正する要綱の制定について」は、学習用タブレット端末等の取扱いに関し、一部を改正する必要が生じたため、本議案を提出するものです。

この取扱要綱については、9月にも改正を行ったところですが、この度現状に応じて、条件の緩和及び条項の整理をしました。

新旧対照表を御覧ください。主な改正は、「タブレット端末等の貸与」としている第3条です。現行は、次の各号(1)～(4)までありまして、(1)学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定により学校が休校したとき。(2)学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第63条の規定により学校が休校したとき。(3)校長が児童等に対し出席停止の措置をしたとき。(4)その他教育長が特に必要があると認めたとときとあります。

この(1)から(4)のいずれかに該当し、校長がオンライン授業を行うと判断し、各家庭で児童生徒用端末が準備できないときに貸与できるとしていましたが、改正案では、校長がオンライン授業を行うと判断した場合に貸与できるとし、各家庭で児童生徒用端末が準備できないときに限るとするのは、第3号と第4号に該当する場合のみに改めます。

また、第1号の学校が休校したときを学校の全部又は一部が臨時休業したときに改め、学校閉鎖に加え、学年閉鎖、学級閉鎖でも貸与可能とします。第2号の学校が休校したときを学校が臨時休業したときと改めます。これは、字句の修正です。

次に、第5条の第1号の休校期間についても、臨時休業期間と改めます。これも同じく字句の修正です。

議案第1号「東近江市学習用タブレット端末等取扱要綱の一部を改正する要綱の制定について」の説明は以上です。御審議のほどよろしくをお願いします。

教育長

この件について御意見、御質問はございませんか。

山本委員

休校という言葉を使用しなくなったということでしょうか。

管理監(校務
支援担当)

本来は休校の方が分かりやすいのですが、法律には臨時休業という言葉を使用しています。法律に合わせて臨時休校としていたものを臨時休業と字句の変更をしています。それと大きく変更しました点としては、第3条(1)(2)の場合において、自宅に端末が準備できていても学校の端末を持って帰ることができることと改めたものです。今までですと、家に端末がある場合は家のものを使いなさいとしていたものを臨時休業、学級閉鎖、学年閉鎖の場合は学校のタブレット端末を持ち帰ることを認めることとしたものです。

青地教育長職務代理者	一番最後に添付の申請書については、(1)~(3)の理由の場合は申請書の提出する必要はないが、(4)その他教育長が特に必要があると認めたときは、この申請書に委員会が指示する書類を添付し教育委員会へ提出しなければならぬということですね。
管理監（校務支援担当）	いいえ、ゆくゆくはそのように改正したいと考えておりますが、今回の改正では、申請については今までどおり必要となります。
青地教育長職務代理者	持って帰るときにはこの申請書の裏面にある遵守事項が記載されていますが、休校などで持って帰られる児童生徒にはこの遵守事項はお示しできないということになりますね。
教育研究所長	今度、やむを得ない長期休業に入った時に備えて、3月4日、5日、6日とタブレット端末の持ち帰りの練習をします。その際に、保護者宛の文書、遵守事項の内容を示しに市として大切にしていることをお知らせ文で全保護者に周知ができると考えています。
青地教育長職務代理者	予行練習的にやってみるとのことですね。
教育研究所長	はい。そうです。現在のところ、小学校1年生から中学2年生が対象です。御園小学校は既に第5学年を対象に実験的に取り組んでおり、布引小学校は第4学年は先行的にやるということで今週末に取組をされる予定です。
教育長	休校措置は突然発生します。基本このようなものは大切に扱ってもらうということを周知した上で、状況に応じて持って帰れるようにすることが趣旨でございます。
青地教育長職務代理者	細かなことではありますが、その時点で休んでいる家庭にはどのような形で家庭にタブレットは届けるのでしょうか。
教育研究所長	委員がおっしゃるようなそのようなことや家庭によっては同意しないという御家庭もあるかと思っておりますので、現場で個別対応をお願いしています。別日に持って帰っていただいて、その時に趣旨を説明していくことになろうかと思っております。このような取組は、一斉にやらないと物事が進みませんので、今回市内一斉に取り組もうとしています。
青地教育長職務代理者	その当たり、よろしく申し上げます。
山本委員	言葉のことですが、学級閉鎖とか学校閉鎖とかいうと、どういう内容かわかるのですが、臨時休業とした場合、それはどう表現されるのですか。
教育研究所長	確か、法的には「校長は臨時休業することができる」とあり、その場合の「閉める」ということが、学級を閉める場合もあれば学年を閉める場合もありますし、全校を閉める場合もあります。学級を休業にする場合は学級閉鎖となります。

山本委員

日常ではその単語が生きるわけですか。わかりました。

教育長

では、「議案第1号東近江市学習者用タブレット端末等取扱要綱の一部を改正する告示の制定について」、御承認いただけますでしょうか。

各委員

(異議なし)

教育長

それでは、「議案第1号東近江市学習者用タブレット端末等取扱要綱の一部を改正する告示の制定について」は原案のとおり承認といたします。

続きまして、「議案第2号東近江市立学校文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について」につきまして、学校教育課から説明をお願いします。

(学校教育課から説明)

管理監(校務
支援担当)

担当から説明する前に簡単にどのような内容か説明させていただきます。

議案第2号、第3号につきましては、今、学校では、アナログとデジタルが共存している、両方あるようなことになっております。例えば、学校に出勤した時にカードリーダーであるとか、パソコンの出退勤入力で出勤管理をしているいわゆるデジタルの出勤と、プラス自分で押印してもらう出勤簿もあります。

文書につきましても、提出文書がありますが、押印につきましては文書につきましていわゆる、アナログの対応になりますので、提出をしていただきます。内容によっては電子データでやり取りしており、物によっては電子データと紙アナログの両方でやり取りを行っているというそのような実態があります。

働き方改革が言われている中で、私も現場にいました時に2回やるようなことになりますので疑問に思っておりましたが、少しでも学校現場の働き方改革を進めていくために考えて、現場に合うような形で改正をさせていただいたというような趣旨でございますので、よろしく願いいたします

学校教育課参
事

第2号議案について、御説明いたします。東近江市立学校文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定につきまして、令和3年1月に東近江市文書取扱規程の改正がございました。それに伴い、一部、学校文書取扱規程につきましても改正をされましたが、内容についての細かな精査がされておりませんでした。その部分につきまして、東近江市文書取扱規程に合うように東近江市立学校文書取扱規程の一部を改正する必要が生じました。本議案はそのために提出するものです。それでは新旧対照表を御覧ください。

まずは第2条です。現行は、「この規程において「文書」とは、校務上必要な全ての書類及びフロッピーディスク等をいう。」となっておりますが、フロッピーディスクは使用しておりませんので、現在の運用に合うように改正案については、「この規程において使用する用語は、東近江市文書管理規程(令和3年東近江市訓令第1号)において使用する用語の例による。」と改正します。

第4条の見出しについて、現行では文書取扱いの責任者となっているものを「(文書管理者等)」に改めます。次いで、第4・8・17条の文言に「文書取扱いの責任者(以下「責任

学校教育課参事

者」という。)」を「文書管理者」に変更します。「文書取扱者(以下「取扱者」という。))」を「文書取扱主任」に改めます。同条第4項中「取扱者は」を「文書取扱主任は、その管理する公文書について」に改めます。現行の第5条の帳簿については、削ります。その後の条文を1つずつ繰り上げさせていただきます。

第6条第1項を削り、同条第2項中「文書番号(文書の受付番号及び発送番号をいう。))」を「収発番号」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「及び発送文書」を削り、「学校名の略号及び文書番号」を「収発記号及び収発番号」に改めます。第7条第1項中「(東近江市文書管理規程(令和3年東近江市訓令第1号)第2条第3項に規定する文書管理システムをいう。以下同じ。))」を削り、「受付印」を「収受付印」に、「様式第2号」を「様式第1号」に改め、同条第2項中「あて名明記の」を「宛名が明記された」と漢字に、「あて名人」を「宛名人」に改めます。第9条中「様式第3号」を「様式第2号」に改めます。第11条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「(以下「発送文書」という。))」を削り、同条第1号中「文書記号、文書番号」を「収発記号、収発番号」に改め、同条第3号中「郵送により郵券を使用」を「郵便により発送」に改め、「郵便切手受払簿」の次に「(様式第3号)」を新たに加えます。

第16条ただし書中「この限りでない」を「、この限りでない」に改めます。

第18条の見出し中「フロッピーディスク等」を「電磁的記録」に改めます。同条中「フロッピーディスク(パソコン等の情報処理機器の補助記憶装置として使用するフロッピーディスク又はそれに準ずるものをいう。以下同じ。))や、記憶文書(フロッピーディスク及びパソコン等の情報処理機器に内蔵されたハードディスクに記憶されている文書をいう。以下同じ。))」を「電磁的記録」に改めます。

様式第1号を削りまして、様式第2号中「第7条」を「第6条」に、「文書取扱者」を「文書取扱主任」に改め、同様式を様式第1号とします。

様式第3号中「第9条」を「第8条」に、「文書取扱者」を「文書取扱主任」に改め、同様式を様式第2号とし、同様式の次に次の様式第3号1様式を加えます。以上説明とさせていただきます。

教育長

この件について御意見、御質問はございませんか。

各委員

(意見、質問等なし)

教育長

それでは、「議案第2号東近江市立学校文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について」につきまして、御承認いただけますでしょうか。

各委員

(異議なし)

教育長

それでは、「議案第2号 東近江市立学校文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について」は原案のとおり承認といたします。

次に「議案第3号 東近江市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課参
事

(学校教育課から説明)

議案第3号東近江市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について、学校教育課から説明します。

内閣府が進めます地方公共団体における押印見直しを実施するに当たり、規程の一部を改正し、関係様式の規定中の「印」「○印」「□印」を削る必要が生じたため、本議案を提出するものです。新旧対象表を御覧ください。

第1条及び第2条、第3条、第33条第2項、第35条中「訓令」を「規程」に改めます。第3条中「並びに」を「、」に改めます。第8条を見出し(出勤)となっているものを(出退勤等)に改めます。

第8条 現行では「職員は、所定の時刻までに出勤し、直ちに出勤簿(様式第6号)に自ら押印しなければならない。」となっていますものを、「職員は、出勤したとき又は退勤するときは、出退勤管理システムに出勤時刻又は退勤時刻を記録しなければならない。」と改め、2項の現行は、「職員は、出張、研修、休暇、欠勤、遅刻、早退等をしたときは、その旨を出勤簿に表示し、校長はそれを整理しなければならない。」とあるものを、「職員は、出張若しくは欠勤をし、又は研修、休暇若しくは職務専念義務の免除を受けた場合は、教育長が別に定める書類にその旨を表示しなければならない。この場合において、校長は、当該書類を整理しておかなければならない。」と改めます。第28条第2項中「前項の各号」を「前項各号」に改めます。第33・34条第1項中「すべて」を「全て」に改めます。第35条第1項中「並びに」を「及び」に改めます。条文については以上ですが様式について、説明をします。

様式目次の表を削ります。様式第1号から様式第36号までの改める様式のみ、あげております。現行のまま使用する様式がいくつかあります。既に、押印がなされていない様式、県に提出するもので個人の押印が引き続き必要なもの、履歴事項に関する様式は、個人の印が必要とのことでそのままとなっています。他の様式については全て、規定中「○印」及び「印」を削っております。以上、東近江市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について、の説明でございました。御審議のほどよろしく願いいたします。

教育長

ありがとうございました。冒頭に説明のありました趣旨での改正ですので御理解いただければと思います。

この件について御意見、御質問はございませんか。

各委員

(意見、質問等なし)

教育長

では、「議案第3号 東近江市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」、御承認いただけますでしょうか。

各委員

(異議なし)

教育長

では、「議案第3号東近江市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」、原案のとおり承認とします。

続きまして、「3 報告事項」に移ります。「東近江市教育委員会委員の任命につき同意

教育長

を求めることについて」、担当課から説明をお願いします。

(教育総務課から説明)

管理監 (教育
総務担当)

東近江市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、説明します。
提案理由としましては、東近江市教育委員会委員青地弘子氏は、令和4年3月23日をもって任期満了となりますが、同氏を再任したく、本議案を提出するものである。

教育長

この件については、市議会にて審議されるとのことですので報告させていただきました。
続きまして、「家庭教育支援基盤構築事業について」生涯学習課から説明をお願いします。

(生涯学習課から説明)

生涯学習課

生涯学習課から説明をさせていただきます。家庭教育支援基盤構築事業の説明の前に、別紙でお配りしておりますコミュニティスクールのリーフレットを御覧ください。

今年度、五個荘小学校と蒲生北小学校の2校がモデル校として導入をさせていただいております。東近江市のコミュニティスクールですが、と本市としての形を明確にした方が良いという思いからリーフレットを作成をしました。

主な方向性としてしましては、学校と共にある地域づくりと地域と共にある学校づくりを進めるための有効なツールとしてコミュニティスクールの導入を検証中ということです。

学校運営協議会では地域と家庭学校の代表が地域や学校の目標や課題を共有し、連携、協働してできる取組について熟議し、それぞれが当事者となって実践できそうな取組について考える場ということで取り組んでいただけるように方向性を示しております

自転車に例えますと、学校運営協議会は方向バランス前輪に当たって、実際に動き出す駆動として地域学校協働活動であったり、地域の活動と家庭教育等があったり、その中で地域と学校、家庭が連携をして進めていくような事業ということで、東近江市として方向性のあるコミュニティスクールのリーフレットを作成させていただきました。

このリーフレットに関しては導入校の地域や職員説明会にて活用したいと思っております。来年度より蒲生東小学校と能登川北小学校の2校にて新たにモデル校として導入させていただく予定ですので、御報告をさせていただきます

それでは東近江市家庭教育支援基盤構築事業のことについて説明をします。資料を御覧ください。市の取組の前に国、県の取組、事業の全体像について少し説明をさせていただきます。後ろに補足資料(カラー刷り)がありますので、御覧ください。

この家庭教育支援基盤構築事業は、滋賀県が推進する学校を核とした地域力強化プランの中の一つです。学校を核とした地域力強化プランは大きく三つの事業からなっておりまして、一つが地域学校協働活動推進事業、もう一つがコミュニティスクール推進事業、そして、地域における家庭教育支援基盤構築事業の3つからなっております。現在上二つは、既に実施しながら検証等を行っているところですが、資料一番下の事業について来年度から実施をしていく方向で進めているところです。

具体的な事業の内容について、補足資料2を御覧ください。こちらが県の補助事業になります地域における家庭教育支援基盤構築事業で、こちらは国・県・市1/3ずつの補助事業となっています。背景として、各家族が共働き家庭、ひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中で子育ての悩みや不安を抱えた家庭の増

加など、家庭教育を行う上での困難な現状がある中で地域全体での家庭教育支援の必要性が一層高まっていることを背景としまして、家庭や地域と学校との連携強化を図りつつ、家庭教育支援体制の構築及び家庭教育を支援する取組に加え、訪問型家庭教育支援を含めた家庭教育支援活動の強化を図る取組の推進が目指されています。主な県が進める事業内容としましては、下段123と書いてある三つの三本立てになっております。

一つ目が運営委員会の設置、二つ目が家庭教育支援員等の配置など、家庭教育支援に関する推進体制の構築、三つ目が家庭教育支援に関する取り組みの実施ということで、家庭教育に関する相談対応や情報提供などが含まれる以上の三つを県では推進をしています。

主な地域における家庭教育支援のイメージですが、こちらポンチ絵右の下の方にある三色（青、黄、赤の色）をした図があります。一番上が（青色）家庭教育子育てに関心が高い家庭、（黄色）真ん中が不安や悩みを抱える家庭、一番下に（赤色）で専門的な対応が必要な家庭ということで、大きく三つに家庭を分類分けした時に、この家庭教育支援の対象の家庭は一番上、家庭教育子育てに関心が高い家庭と不安や悩みを抱える家庭を対象としております。主に支援とそこから先の予防的効果を狙った事業となっております。

次に、補足資料3を御覧ください。こちらは家庭教育支援員の主な役割を図で表しているものです。赤い矢印の部分はそれぞれ真ん中を親とした時に専門的な立場からの指導助言が赤い矢印になっていて、親も頑張っておられてもストレスが溜ったりとか相談できる場所がなかったりで、青い矢印が家庭教育支援に求められる矢印です。労いであったり、励ましであったり、肯定的な関わりやつながりを通して、保護者のエンパワーメント育てるような役割を担うのが家庭教育支援であり、指導ではなく励まし、支えるという点が主な役割となります。

これに対して、本市ではどのような事業展開を実施しているかということで、最初の資料に戻っていただき、東近江市家庭教育支援基盤構築事業実施要項について、簡単に説明をします。

趣旨に関しましては、特に県と大きく違いはありませんので、割愛しますが、事業の内容としましては、大きく三つです。

一つ目が運営委員会の設置、二つ目が家庭教育支援員の配置、3つ目が研修会連絡会の実施となっております。運営委員会に関しましては、現在学校を核とした地域力強化プランを運営委員会を開催しており、コミュニティスクールと地域学校協働活動の検討をしていますが、それらに加え、含める形で運営委員会を来年度以降実施します。新たに家庭教育支援員であったり、スクールソーシャルワーカーに入っただきながら、広く検討し進めていくこととなります。三番の研修会連絡会の実施に関しては、支援員や保護者への研修会を市が実施するよう進めていこうと考えております。

二番の学校への家庭教育支援員の配置について、少し詳しく説明をさせていただきます。

(2)家庭教育支援員の配置で、ア配置人数については、家庭教育支援員は市内モデル校に一名ずつ配置の計画です。現在、モデル校の募集中となっております。

次のページを御覧ください。任期は一年で再任も可能です。選任につきましては、既に、学校に勤務している支援員等や地域に住む住民等への委嘱を中心として校長が選任いたします。既に、学校に勤務されている方で、御協力いただける方がおられましたら選任しやすいのではと考えております。

主な職務につきましては、家庭教育家庭訪問等による相談活動と校内での情報共有、学校

生涯学習課

での児童や生徒の状況の把握、学習支援、必要に応じて校内の会議への参加などです。服務は、支援員には守秘義務があります。謝金は、一人一時間当たり 800 円です。金額が少し低いとの御意見もありますが、市としては、まずモデル事業として国県の制度に則ってスタートします。

それでは 2 ページ、補足の資料を御覧ください。家庭教育支援の業務についても詳しく説明をします。本事業は、家庭教育支援員が困難や悩みを抱える家庭へのアプローチ業務を主とする事業です。保護者を労い、励まし、肯定的な関わりを通して保護者の課題解決に向き合う気持ちを整えることを目指しています。

支援員は専門的資格を有しないので、保護者への指導ではなく、関係づくりやほぐし役が主な役割です。対象家庭は専門的対応が必要な家庭ではなく、福祉部局の対応とはならない不安や悩みを抱えた家庭を主な対象としています。

業務の内容の割合としては一応中段に表で表していますが、これはあくまで活動例です。保護者との関わりよりも最初は、子どもとの関わりが多くなることも予想されますので、今後モデル校の取組を参考にさせていただければと思っています。

勤務時間に関しては、週一回 2～3 時間程度年間で 120 時間の勤務を想定しています。

イメージとしては、週に一回、家庭や子どもに関わってもらえる支援員が、一人学校に配置されるイメージです。あくまで特効薬というわけではなく、漢方薬のイメージを持っていただきながら、ちょっと和むところから子どもと関わっていただきながら、保護者と少しでも顔合わせができるようなところからスタートしてもらえればと考えています。

家庭教育支援員が、一人で抱え込むことがないように情報交換を学校の職員であったり、スクールソーシャルワーカーであったり、定期的に情報交換を行っていただけるように学校へは依頼をします。

最後、その他です。市としては初めての取組となりますので、実施しながら成果や課題を整理していきます。モデル校での取組を市内で情報共有をし、次年度以降へとつないでいきたいと思えます。以上で報告とさせていただきます。

教育長

はい、ありがとうございます。非常に大事な事業だと位置付けて実施していきたいと思っておりますが、いかがでしたでしょうか。是非、御質問等、お出しいただければと思います。

沖田委員

これは家庭に入るということで、親御さんに対する支援なのか、子どもに対する支援なのか、その辺のすみ分けとか役割はどうなのでしょう。

生涯学習課

最終的には国、県も家庭を支えるための事業としての取組ですが、学校を核として取組を始めていきますので、いきなりどの家庭に困り感があるかは非常に見えにくい部分もありますので、まずは、学校で子どもに困り感がある場合は、おうちの方にも困り感がないか、そういったところからスタートしていけば取組としては、しやすいのではと感じています。

例えば、別室登校、教室に入りにくい子とか、学校に来にくい子とか、どうしても朝が遅れがちになっている子とか、そういった学校としても保護者さんと関わりたいが、担任は授業があつて関わりに行けないとか、保護者と関わりに行けないところへ少し関わりを持っていただけるような方がいてくだされば、学校と当然子どもたちのためにもなります。最終家庭とのつながりが持てるように、家庭へその方が何かアドバイスというよりは、寄り添い話

生涯学習課	を聞きながら、他につないだり、話し相手になることで、ちょっと心を和らげてもらって次への力にしてもらったりというところを狙いとしています。
沖田委員	先生の家庭訪問と違い、大きな点はどのあたりでしょうか。
生涯学習課	私も指導主事なので、学校の現場を経験していますが、どうしても学校の教師として担任として行ってしまうと、子どもにどうしたらいいか、「こうしなあかんやんか」とか、うちの方も結局アドバイスを求めてこられます。「どうしたらいいんやろ、こうしたらいいやろう」じゃなくて、「大変やね」とかちょっと気楽に子どもや親と関わりながら、ちょっとずつでも良くなったらいいなと思って支援していただけるメリットがあると思っております。
沖田委員	良い制度ですね。
生涯学習課	はい。
青地教育長職務代理者	大変、ありがたく良い制度だと思いますが、スタートは週に1回2、3時間という活動時間ということですが、その時間が結構難しいと考えます。子どもは1人ではないし、いくつかの家庭を支えていかないといけないだろうし、親御さんにしてみれば継続的に来てくださることが心の支えになると思いますので、「最近来てくれないなー」って思うとちょっと・・・という思いになってくるかと思うので、継続的に関わろうとするとある程度の時間の確保が必要ではないかと思えます。併せて、支援チームを組織化することなのですが、その組織化はどのあたりに答えを持ってやるのか。そこのチームで話し合いをする時間も当然、週に1回か、1箇月に1回とかになりますと時間が必要となってきます。その辺の体制に対する時間についてはどうお考えでしょうか。
生涯学習課	<p>全国や県内の取組とかをよく聞かせていただくことがありますが、いろんな子どもにと欲張ると、どうしても分散してしまうこともありますので、対象児童や対象家庭をある程度決めながら、継続的に取り組んでおられる学校が多いです。</p> <p>今現在まとまった予算の確保が難しく、新規事業になりますので、今年度あまり欲張らずにその範囲の中でしていただく実績の中で「もうちょっと予算が欲しい。」とか、「もっとこうして欲しい。」という意見があった場合に、変更をかけることになると思います。</p> <p>現在、学校からの要望を聞いていますと、例えば、新一年生の4・5月は当然、子どもも不安になりがち、親御さんも送り出しとか迎え入れとかで不安になりがちその時期に120時間のうち、まとまって関わってもらうため、時間数を最初に多めに来てもらってよいのかとの問い合わせがありました。そのような取組に対しては、目的を持ってとりかかっているため取組なので、OKですとお答えさせていただいています。運用の中で最初関わる場所がない時には少なめ、でもここにもちょっと来てほしいという場合は、ちょっと連続してきてもらったりとか、そのような運用も可能で、その運用の中で結局は、継続的に、もっと必要になってきたときに、学校数を絞っていくのか、それとも時間数を増やして大きく支援の手を入れるための事業としていくのかは今後の課題であると思っています。</p>

生涯学習課

家庭教育支援チームに関して、全国的な事例でも結構民生委員や地域の方、スクールソーシャルワーカーなど、いろんな役職の方が来て、チームを組まれている事例もありますが、本市としましては、まだそこまでの体制作りというか、家庭教育支援員が直接関わっていただく中で明確なチームづくりまでは、来年度に関しては考えておりません。ただ、先ほど説明しましたとおり、家庭教育支援員が、一人で抱え込むことがないように当然学校に勤務されているときに、学校長や教頭先生、生徒指導や教育相談でスクールソーシャルワーカーが来られている時に定期的に話し合いを持っていただく中で、それを一つの家庭教育支援チームとして情報共有をしながら、今後の関わり方を検討してもらえるよう、来年度は考えております。ただ、専門的視野からの助言として、私としてはスクールソーシャルワーカーとの関わりがより重要になってくると思いますので、今後、そういった関わりや関わりの方を作ることについては、生涯学習課だけではなく、学校教育課、学校問題対策支援員などと連携をしていく必要がありますので、今後導入をしてからの任用課題になるかと思っております。

青地教育長職務代理者

スタートとしてはよく分かります。お願いしたいと思っておりますし、希望がたくさんあるかと思っておりますので、まずは、その関係づくりを作っているところから始まると思っておりますので、課題がいっぱいでくると思っておりますのでよろしく申し上げます。

山本委員

モデル事業で実施されるとのことですが、何校くらい想定されていますか。

生涯学習課

あまりたくさんになりますと、こちらもなかなか難しいので、最大 10 校くらいまでと考えています。学校の希望状況によって変動しますし、少ない方が一緒に取り組みやすいのであまり多くなくても良いかと思っています。現在、複数校の希望がありますので、今希望されているところから取り組んでいければと思います。

山本委員

この事業は主要施策には入っていますか。本日、予算の概要の説明があるようですが、10 校分の予算確保されているのでしょうか。

生涯学習課

この事業は本日の予算の概要（主要施策）には載っておりません。
また、小学校と中学校合わせて 10 校分を考えています。来年度の予算としては確保させていただいておりますが、県がこれだけの要請をした時に補助が全てついてくるわけではありません。県に 10 校分の事業を申請しても県の予算もそこまで大きい予算規模ではありませんので、一部削られてきます。

山本委員

本市としては、10 校を目指してやるということですね。

生涯学習課

はい。

山本委員

これは、モデルとして実施するということですが、ものすごく難しいのではないのでしょうか。必要性は十分理解はできますが、いざ実践となると、教育委員会の中に家庭教育課という部署ができてもおかしくないと思うほどです。また、担ってくれる方の人選も非常に難しいのではないかと考えます。支援員の例には、民生委員などもあがっていますが、前回定例

山本委員	<p>会の教育長報告の中でも既におられる支援員に家庭教育支援員になってもらいたいと考えているというような話があったかと思いますが、そういった方しか無理ではないかと思えます。必要性は分かりますし、難しい課題に取り組んでいただけるということで、前向きに応援したいと思えます。</p> <p>話は変わりますが、一番最初の方にあったコミュニティスクールのことですが、今年、蒲生北小学校と五個荘小学校でしたかモデル校であって、来年、蒲生東小学校と能登川北小学校がプラスになるのか、変わるのでしょうか。</p>
生涯学習課	<p>今年度、蒲生北小学校と五個荘小学校に関しては一年間、会議に全て参加をさせていただきました。一年間、今年度は、テーマ決めなどを議論され、熟議を繰り返しておられたというところで、実際の取組まではつながっていないのが現状です。できれば、来年度もしていただきたいと思っています。</p> <p>モデル校としては2校プラスして4校にするのか、既に、今年度動いている2校が、モデル校として外れて、新しい2校のみがモデル校になるかは、まだ決定はしておりません。</p>
山本委員	<p>もう一つ、今の家庭教育支援基盤事業のことで質問ですが、運営委員会の設置が学校を核とした地域教育強化プランという組織があるということ存じ上げていなかったもので、それはどういう組織なのでしょう。</p>
生涯学習課	<p>学校を核とした地域力強化プランの運営委員会のことでしょうか。</p>
山本委員	<p>そこへかぶせていくといった説明だったと思うのですが。</p>
生涯学習課	<p>今現在、県の学校を核とした地域力強化プランに係る、例えば、地域学校協働活動であったり、補助を受けるには運営委員会の設置が義務になっています。その関係もあって学校を核とした地域力強化プランに含まれる「地域学校協働活動推進事業」と「コミュニティスクール推進事業」の2つの事業を本市では、そのプランの事業としております。この事業に関わって、現状を報告させていただきながら、今後のことについての協議をしていただいている運営委員会があり、これに推進員や学校の校長先生の代表の方に入らせていただいて、今の取組について協議いただいています。</p>
山本委員	<p>市で一つあるのですか。</p>
生涯学習課	<p>東近江市で一つあります。</p>
山本委員	<p>わかりました</p>
教育長	<p>先ほどの家庭教育支援事業について、家庭における教育力が課題だと言われて久しくなると思っていますが、そういう保護者向けに研修を開催しても受講していただきたい方はなかなか参加いただけないということが現実ありまして、そうした中、昔は、という言い方は何ですが、以前は課題がある家庭について担任が訪問することができたのですが、やはりこれ</p>

教育長

だけ人数の部分マンパワーがいっぱいいっぱいの部分もあります。そういった点が担えないところがありますので、それぞれ学校に入っております支援員になっていただけたらいいかなど、要するに、普段から学校の支援をしていただいている方に、この支援事業の支援員になっていただいて、ちょっと気になる家庭にこちらから出向いてもらおうと、それによって家庭の中との融合を図るなり、こちらを向いていただけるような、そんな家庭との関係づくりにつなげていけたら良いといえますのが趣旨でございます。

委員がおっしゃるとおり非常に難しい部分もあるのと思っておりますが、まずは実施しながらという部分もあります。そういったところからスタートさせたい思っております。

続きまして、2月10日に開催されました「福祉教育こども常任委員会協議会報告等について」、教育部から説明をお願いします。まず、教育部生涯学習課からお願いします。

(生涯学習課から説明)

生涯学習課長

2月10日の常任委員会協議会では、放課後子ども教室と放課後児童クラブについて事業の概要等説明させていただきました。

これについては、12月定例市議会で、「子どもたちの放課後を充実させる施策」に関して質問があり、国が勧める「新・放課後子ども総合プラン」にある「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の一体的あるいは、連携型の取組について尋ねられましたことから、改めて認識を共有するため説明をさせていただいたものです。

内容としましては、お手元のパワーポイントの資料に沿って、放課後子ども教室の事業の成り立ちや位置付け、放課後児童クラブ(学童保育)との一体的実施やそれに伴う課題、今後の方針等を説明しました。

その中で、放課後子ども教室は、放課後における学習や体験活動の場づくりであるため、教室数や開催回数は少なく、スタッフも地域のボランティアで運営していただいていること等から、学童保育の補填的な役割を担うには至らないことを説明し、教室数や回数を増やすには、人材や場所の確保、費用や安全管理面での課題があることを説明させていただきました。そうしたことから、今後の方針としましては、資料7ページの8番のスライドにありますように保護者が就労などで子どもの放課後活動を見守ることのできない場合は、学童保育所(放課後児童クラブ)で見守ることとし、保護者等が在宅されている家庭については、家庭の中で放課後の子どもたちの見守り、学習活動に努めていただくこと、放課後子ども教室の実施及び放課後児童クラブとの一体的実施については実施する環境が整った学校や地域の支援を引き続き行っていくこと、また、放課後の子どもの居場所作りに関しては、様々な課題がありますことから、今後も議論していくことを説明させていただきました。放課後子ども教室と放課後児童クラブについては以上です。

教育長

また、機会をありましたら説明をさせていただきたいと思いますが、基本的に本市では、放課後児童クラブ(学童保育所)をベースに放課後の子どもたちの居場所について確保する、要するに家庭で見られない子どもたちを対象として行いますと言うことです。家庭で見られる方については、まず、家庭で見えていただくということを基本的な考え方です。

私が言うのも何ですが、学童で今、スペース的な部分と人的な部分、要するに指導員、主に二つのことが不足している箇所が多少ありますが、そういったことについて何らかの形でしっかり確保しながら、従来通りの学童保育所を進めていこうという考え方で進んでいく

教育長	と、スペース的な部分で確保が難しい場合は、学校施設の中にそういう部分が見出せる場合はそういったところを活用してもらいながらやっていく考え方です。
篠原委員	資料7ページの8番のところで、三番目の件で、整った学校や地域の支援を引き続き行っていきなっていますが、実際にこれを令和4年度からやり始めてみようという箇所はあるのでしょうか。
生涯学習課長	参考までに、市内で子ども教室が5箇所ありますが、そのうち、市原小学校は、放課後児童クラブ（学童保育）と連携して取り組んでくださっています。ただ、やはり課題がいろいろありますことから、（他ところでも）連携してやるというのは、なかなか難しい状況です。
篠原委員	実施しているという5箇所は、どこでしょうか。
生涯学習課長	今、開いていただいている教室は、夏休みの学習支援が多いのですが、八日市北小学校と箕作小学校の合同で一つ「ようかいちキッズ」をされています。また、八日市南小学校区で「みなみっこ学習会」をされています。それから湖東第二小学校、ここも夏休みの宿題教室をされています。五個荘小学校は、「わくわく夏休みの勉強会」を開催されていて、それと今申しあげました市原小学校の5箇所です。
篠原委員	五個荘小学校については、私も関わらせていただいていますので、知っていますが、他のところもだいたい夏休みにやるのが主でしょうか。
生涯学習課長	はい。ほとんどが夏休みの期間に、それも毎日ではなくて、期間のうちの数日間で開催されています。
教育長	他、質問等よろしいでしょうか。 続いて、こども未来部幼児課から説明をお願いします。
幼児課長	<p>(幼児課から説明)</p> <p>幼児課から「幼児施設の給食調理業務の委託について」を御説明します。</p> <p>現状ですが、公立の幼児施設では、認定こども園13園、小規模保育事業所1園ありますが、認定こども園11園、小規模保育事業所1園で、3号認定児等の自園給食を行っています。施設の規模に応じて1人～4人の調理員を配置し、給食調理業務を行っています。(全部で35人) また、調理業務は正規職員等で行い、不足する人員は会計年度任用職員を採用して行っています。</p> <p>課題としましては、調理員の急なケガや入院時の欠員時の、職員のやりくりや、職員を募集しても経験者や応募者が少なく苦慮しています。(今だとコロナ)</p> <p>取組としましては、今後も責任ある給食の提供及び急な調理員の不足が生じた時も子どもたちに安心・安全で安定した給食を提供するため、園給食の経験やノウハウが豊富な給食調理業者への業務の委託を進めていきます。</p> <p>令和5年度から7年度の給食調理業務を委託するに当たり、令和4年度に準備行為を行う</p>

幼児課長	<p>ことから当初予算に債務負担行為として予算計上するものです。</p> <p>給食調理業務を委託する予定の園は、中野むくのき幼稚園 と あかね幼稚園の2園です。この2園は、平成29年度、30年度にできた園で、食数では中規模の園となり、調理室の改修等の予定もなく、給食物資の納入業者が同じ園を選定しました。また、八日市地域内で隣接しているため委託業者の職員の融通がしやすいことも理由となります。幼児施設での給食調理業務は初めてになりますので、まずはこの2園から委託を開始して行きたいと考えています。</p> <p>金額は、1園、3年間で60,120千円、2園で120,240千円を予定しています。説明は以上となります。よろしくお祈いします。</p>
教育長	この件について御意見、御質問はございませんか。
各委員	(意見、質問等なし)
教育長	(2) その他の卒園式、入園式等の日程についての報告はよろしかったでしょうか。
管理監 (幼児課担当)	令和3年度の卒園式につきましてはコロナ感染症拡大の観点から来賓をお迎えしない形で執り行いますのでよろしくお祈いします。
教育長	それでは、3その他に移ります。それでは、各課から報告をお願いします。
各課報告	○教育総務課・・・・・・・・・・・・・・・・令和4年度当初予算(案)の概要
山本委員	子ども未来部の保育士確保について、フェアとかも計画されておられて、財政課が予算をつけてくれれば良いと見ておりました。
幼児課長	人事課や財政課とも協議をしながらしておりますが、なかなか確保が難しいです。
教育長	保育士の給与は他市と比べてどうなのでしょう、安いのか、高いのか。
幼児課長	単価は高いです。
教育長	保育士(会計年度任用職員)の確保が難しい理由は何ですか。人がいないのか、単価が低いのか。
管理監 (幼児課担当)	<p>ちょうど子育て中の保育士がたくさんおり、子どもを園に預けながら、無理のない形で働こうとされるため、6時間のパートという働き方になります。その方々が午後2時半までの勤務となります。しかし、保育の無償化により幼稚園籍の一号認定から保育園籍の二号認定が増えていきます。夕方遅い時間まで保育を受ける子どもが増えている割には、保育士が長時間の勤務をするのが難しいという現状があり、こちらが必要とする時間に保育士の確保が難しくなっています。</p>

沖田委員	<p>保育士の問題、これは本市だけの問題ではなく、全国的には不足していますよね。私の大学にも神戸から求人がきます。要するにアパートを提供するから、そこで何年か働くことを条件に授業料も出すといったことで保育士の確保をしてくれられます。</p> <p>今、おっしゃったように、若い人で夜まで働いていただける方を求人されているようです。</p>
山本委員	<p>秋の定例会で、保育士を募集しているのに応募がないという話があったかと思うのですが。</p>
管理監（幼児課担当）	<p>正規職員はまだ応募があります。ただ、今年度 12 月に追加で正規の保育士募集を行ったものですから、皆さん、行先が決まっているようで応募者がなかなか見つからなかったのですが、大学に連絡をしたりしておりましたところ、ようやく応募があり決定しました。</p>
教育長	<p>若い保育士が辞めるとのことですが、定着しない理由は何でしょうか。</p>
管理監（幼児課担当）	<p>現実には思っていたより厳しいものがあつたとか、産前産後育児休暇を取得している職員が今は 3 年取れますので、長い期間になります。その間に二人三人産まれると、かれこれ 10 年ほど職場に戻ってこないことになるのですが、復帰してからも子どもを抱えながら働きに出たけれど、やっぱり両立は大変ってということで辞められます。</p>
山本委員	<p>現状認識ができておりませんでした。小さい時から保育園の先生になりたいという希望する子がどんどん保育士になってくれると思っていました。失礼いたしました。</p>
こども未来部長	<p>希望者が減っているわけではないのですが、継続していくことが難しくなってきていると思います。</p>
教育長	<p>時代が随分、変わってきているようです。辞めている率は、教員は保育士に比べて低いかなと思います。同じような育休や産前産後休暇も期間が長いので、現職で辞めている率は教員は少ないかなと思いますが、期間が以前に比べて長くなっているとか、教職員はエリア広いので通勤距離が非常に長くなると結婚したことによって随分遠いところに行くことになるかながあるのだと思います。特に小学校の女性教員において、よく似た課題はあるのかなと思います。やっぱり子どもを抱えながらも働き続けるということが出来るような環境をできるだけ整えてあげたいなっていう思いを持っていますがなかなか難しいのが現実です。</p>
青地教育長職務代理者	<p>教職員の場合、教職員の会という早期に退職した方の会がありますが、保育士においてもそのような会はないのでしょうか。</p>
管理監（幼児課担当）各委員	<p>保育士については、そのような会はありません。退職をされる前に、「継続して働いてもらえないか」と声をかけています。潜在保育士の発掘もなかなか難しく、職員に紹介してもらうことが多いです。保育士にもそのような会があつたら良いと思います。</p>

青地教育長職務代理者

私も残念ながら分野ではないので、そのような会があるのかわかりませんが、教職員の場合はそのような会があります。例えば、子育て中の方は今言ったような事情があつて辞められたりとか仕事から離れたりするのが多いと思います。ですから、そう考えますと、逆にその子育て世代を超えた方たちの中で資格を持っておられて、求人の情報があれば来てくださる方がおられるのでしたら、そんな会があればいいなと思いました。

各課報告

- 教育研究所・・・・・・・・・・・・・・・・教育研究所だより
- 生涯学習課・・・・・・・・・・・・・・・・報告事項
- 図書館・・・・・・・・・・・・・・・・報告事項

教育長

各課からの報告について、御意見や御質問がございませんでしょうか。

各委員

(意見、質問等なし)

教育長

以上で全ての案件が終了しました。全体を通して、御意見、御質問はございませんか。

各委員

(意見、質問等なし)

教育長

次回、第1回臨時会を次第にありますように、3月15日(火)午後3時から、「市役所東庁舎 東A会議室」で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

そして、第3回定例会は、3月23日(水)午前10時15分から、第2回臨時会を同日定例会終了後、「市役所 東庁舎 東D会議室」で開催いたします。第3回臨時会は4月1日(金)赴任式終了後、「てんびんの里文化学習センター」にて開催しますので、よろしくお願いいたします。

また、令和4年第4回定例会につきましては、4月25日(月)・26日(火)AM・28日(木)PMのいずれかをお願いしたいと思いますが、委員の皆様の御予定はいかがでしょうか。

各委員

(日程調整)

教育長

その他、事務局からお願いします。

事務局

(当面の予定 事務局)

教育長

以上をもちまして、令和4年第2回教育委員会定例会を終了させていただきます。ありがとうございました。

会議終了

午後3時40分

会議録署名委員

会議録署名委員

教 育 長
